

# 騒音規制法・振動規制法が定める特定施設

## 特定施設(日本標準商品分類を参考に分類しています)

騒音(騒音規制法別表第一)	振動(振動規制法別表第一)
※1 金属加工機械 イ) 圧延機械(定格出力の合計が 22.5kW 以上) ロ) 製管機械 ハ) ベンディングマシン(ロール式、定格出力 3.75kW 以上) ニ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ) 機械プレス(呼び加圧能力 294 キロニュートン以上) ヘ) せん断機(定格出力 3.75kW 以上) ト) 鍛造機 チ) ワイヤーフォーミングマシン リ) ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式を除く。) ヌ) タンブラー ル) 切断機(といしを用いるものに限る。)	※1 金属加工機械 イ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ) 機械プレス ハ) せん断機(定格出力 1kW 以上) ニ) 鍛造機 ホ) ワイヤーフォーミングマシン(定格出力 37.5kW 以上)
2 空気圧縮器及び送風機(定格出力 7.5kW 以上)	2 圧縮機(定格出力 7.5kW 以上)
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)	3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)	4 織機(原動機を用いるものに限る。)
※5 建設用資材製造機械 イ) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 m <sup>3</sup> 以上) ロ) アスファルトプラント(混練重量 200 kg以上)	5 コンクリートブロックマシン(定格出力の合計 2.95kW 以上)、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計 10kW 以上)
6 穀物用製粉機(ロール式、定格出力が 7.5kW 以上)	
7 木材加工機械 イ) ドラムバーカー ロ) チッパー(定格出力 2.25kW 以上) ハ) 碎木機 ニ) 帯のご盤 (製材用: 定格出力 15kW 以上、木工用: 定格出力 2.25kW 以上) ホ) かなな盤(定格出力 2.25kW 以上)	6 木材加工機械 イ) ドラムバーカー ロ) チッパー(定格出力 2.2kW 以上)
8 抄紙機	
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	7 印刷機械(定格出力 2.2kW 以上)
10 合成樹脂用射出成形機	8 ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機(カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30kW 以上のものに限る。)
	9 合成樹脂用射出成形機
※11 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	10 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等(施設によっては公害防止管理者等)の選任の必要があります。詳しくはご相談ください。